

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第4項
処 分 の 概 要：合格証明書の交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第23条第5項、第22条第4項、第7項、第3条第1号～第7号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第14条（合格証明書の交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：30日（うち経由期間10日）
申 請 先： 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 017-723-4211
備 考：